

平成26年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成27年2月20日（金） 午後2時00分

召集場所 清須市春日公民館大会議室

開 会 平成27年2月20日（金） 午後2時00分

出席委員 18名

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 大橋 浩  | 3. 山田富士雄 | 4. 横井満之  | 5. 浅井尊弘  |
| 6. 齊藤嘉男  | 7. 横井忠勝  | 8. 中野浩光  | 9. 猪子勝三  |
| 10. 加藤重雄 | 11. 花木 満 | 12. 石黒鉦俊 | 13. 石塚芳政 |
| 14. 加藤定雄 | 15. 後藤鉄雄 | 16. 後藤末秋 | 17. 加藤和伸 |
| 18. 星野 満 | 19. 木村芳彦 |          |          |

欠席委員 2名

2. 渡辺秋郷 20. 加藤頌茲

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・安藤敏秀・石塚正己

- 議事日程
1. 開会のことば
  2. 農地転用等について
  3. その他

事務局 只今から平成26年度第11回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長のあいさつ、その後の進行をよろしくお願いします。

会 長 こんにちは。2月に入り、節分、立春と除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。しかし、まだまだ寒い日もありますので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、只今から、平成26年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は18名で、1番渡辺秋郷と20番加藤頌茲委員から欠席の連絡を受けております。加藤委員においては、足を骨折しておられるとのことで、1月26日市長とともに見舞いに行っていました。まだ完治にはしばらくかかりそうでみなさんにくれぐれもよろしくと承っております。出席委員については、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は12番石黒鉦俊委員と13番石塚芳政委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認)

会 長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程 2 農地転用等についてへ進みます。

【議案第 5 8 号】

- ・ 農地法第 3 条による許可申請・・・ 2 件

【議案第 5 9 号】

- ・ 平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

【議案第 6 0 号】

- ・ 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

【議案第 6 1 号】

- ・ 下限面積（別段の面積）の設定について

【議案第 6 2 号】

- ・ 清須市賃貸料情報の公表について

【議案第 6 3 号】

- ・ 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 … 9 件

【議案第 6 4 号】

- ・ 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 … 9 件

会 長 それでは、まず、【議案第 5 8 号】農地法第 3 条による許可申請について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長

農地法第 3 条について説明します。番号 15 をお願いします。

まず始めに訂正、削除をお願いします。

北名古屋市中之郷につきましては削除をお願いします。

申請地は\_\_\_\_\_、現況、登記とも畑、面積 254 m<sup>2</sup>の他 8 筆、合計面積は 1949 m<sup>2</sup>です。1 筆は北名古屋市内にあり北名古屋市農業委員会に申請されたことを確認済です。

譲渡人\_\_\_\_\_様と 譲受人\_\_\_\_\_様とした所有権移転となっております。

理由としましては、生前贈与での申請となります。

番号 16 をお願いします。

申請地は\_\_\_\_\_、現況田、登記畑面積 67 m<sup>2</sup>、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、現況畑、登記、畑面積 894 m<sup>2</sup>、\_\_\_\_\_  
畑面積 366 m<sup>2</sup>、の合計 3 筆で面積 1,327 m<sup>2</sup>です。

譲渡人\_\_\_\_\_様と譲受人\_\_\_\_\_様とした所有権移転となっております。

\_\_\_\_\_様は、高齢により耕作継続ができなく、営農規模を縮小したい。一方、\_\_\_\_\_様は、近隣農地であり、営農規模を拡大したいとの意向を持っておられ、双方の意見がまとまり今回の申請となりました。  
以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。  
委員のみなさんで何かありませんか。  
地元の委員は、加藤定雄委員・加藤重雄委員ですがいかがでしょうか。  
加藤定雄委員さん、いかがでしょうか。

加藤定雄委員 問題ありません。

会 長 加藤重雄委員さん、いかがでしょうか。

加藤重雄委員 \_\_\_\_\_さんは女の人ですが大丈夫ですかね、畑やつとるとこ見たこと無いけど

事 務 局 農家台帳上は従事者2名という事なので特に問題はありません。  
農地も2反以上所有しています。

加藤重雄委員 そうですか、なら良いですけど。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

会 長 なければ、この案件について、当農業委員会として許可することとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について承認することといたします。

会 長 続いて、【議案第59号】清須市農業委員会 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、【議案第60号】清須市農業委員会 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、この2議案は関連性がございますので、一括して議題といたします。  
では、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい会長。  
【議案第59号】平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について と【議案第60号】平成27年度の目標及び

その達成に向けた活動計画（案）について併せて説明させていただきます。

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、「農業委員会の適正な事務実施について」ということで、農業委員会の業務の透明性向上、全国的な公平性・公正性の確保等を図る観点から改正され、実施しているものであります。

そのため、清須市農業委員会の活動に対して点検、評価（案）及び活動計画（案）を策定し、農業委員会で、それを公表、意見を徴収するとともに、その徴収した意見を踏まえた、点検・評価並びに活動計画にすることとしています。

それでは、内容について説明させていただきますので、「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」の資料をお願いします。

1 ページ目です。法令事務に関する点検で、1：総会等の開催及び議事録の作製（1）～（4）アに○をつけています。

2 ページに移ります。2：事務に関する点検（1）農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数 13件。（2）農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）許可案件ですが、1年間の処理件数19件です。3 ページ目の（4）情報の提供等貸借情報の調査・提供では対象件数は0件、農地の権利移動等の状況把握の調査対象件数は224件、農地基本台帳の整備の対象面積は298haです。

5 ページ目になります。遊休農地に関する措置では、管内農地面積298ha、遊休農地面積1.7ha割合では0.6%です。この1.7haは2回目の農地パトロールの集計結果の数字を入れさせていただいております。平成26年の目標2ha対して実績1.7haで85%の達成状況でした。

指導件数は47筆で指導対象者43人でした。これは今日の農業委員会が終了しましたら該当者に対して発送させていただきます。

6 ページ目になります。Ⅲの促進等事務に関する評価では、現在農家数1,358戸、並びに認定農業者11経営となっています。去年の8月に農家基本台帳の調査をしていただいた時の農家数となっています。

認定農業者11経営は、8人が個人の農業者で3が東海農園、比良トラクター、今善となっております。

7 ページに移ります。担い手への農地の利用集積は、農地バンク制度を利用して2haの目標がありましたが、実績としては400㎡で達成率は2.0%でした。

それぞれの課題はありますが、清須市の農業状況に沿った活動を今後も続けたいと思いますので今後もよろしくをお願いします。

続いて、9 ページになります。議案第60号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」をお願いします。

こちらについては、議案第59号の活動計画、平成26年度の点検・評価を参考に作成をしました。

法令事務の遊休農地に関する措置は、目標として平成26年度実績の1.7haとする案で、仕事と兼業されて耕作できない方、高齢のために耕

作ができない方、後継者不足など耕作放棄地になってしまう中で、今以上に制度利用による解消をアピールしたいと思います。

10 ページに移ります。Ⅱ 促進等事務の 1 認定農業者等担い手の育成及び確保では、現在、認定農業者数は 1 1 経営です。目標として 1 経営と設定し、11 ページ目の 2 担い手への農地の利用集積は農地面積 298 h a に対して累積集積面積は 9,100 m<sup>2</sup>、集積率 3%です。平成 27 年度の集積面積は動向など踏まえ、1,000 m<sup>2</sup>を目標とします。

以上、この 2 案件は、農業委員会終了後、閲覧により、地域の農業者等から意見及び要望を募集することとなっております。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします

石塚委員 10 ページですが、認定農業者の件数を 11 から 12 に増やすということですがその目算はありますか？

事務局 はい、愛知県からの指示で清須市は 1 経営増でということですので、目算はありません。

石塚委員 目標を達成できない場合はどうか、我々農業委員会として何か出来ることは無いか

事務局 あくまでも今後の目標ということで、達成できなければ罰則があるというようなものではありません。これを目標にやっていきたいと言うのが 27 年度の考え方という風にお考えいただきたいと思っております。

石塚委員 それはわかりますが、農業委員会としてどんな取り組みをして達成するのかと言う事を今後考えていかないかんですよね。そのままで 1 年終わったということではいかんですよね、何か取り組みを考えな。

事務局 はい、農業委員会としてどうやっていくべきかと言うことなんですが、中々この認定農業者とくにこの清須と言うところでここもだいぶ都会になってきてしまいました、ですので中々農業で飯が食えるのかと言うと難しいところもありますので、外から入ってみえる人それかま脱サラで親の土地をやるとかそういった方がみえるようであれば誰か農業委員さんの方でご紹介いただけるのであればその方を認定するという考え方、農業委員さんにおいてもどこかそういうかたがおみえになるかどうかいうのを見とっておいていただいて私どもに報告いただいたら私どもがその方のところへ行ってお願いしてくるという風にしていきたいと思しますので農業委員さんとしても認定農業者にふさわしい方がいればご紹介していただくということで結構かと思っております。以上です。

会 長 何か質問、ご意見等ありませんか。  
なければ、この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について農業委員会として承認することといたします。

会 長 続いて、【議案第61号】下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長それでは下限面積（別段の面積）の設定についてなんですけれども農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております、そのために下限面積の設定についてご提案させていただきます（1）農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、方針としましては現行の下限面積20アールの変更は行わない、理由としましては先日2015年の農林業センサスが行われておりましてただ集計とかはまだ行われておりませんので2010年農林業センサスで2反以下の農地を耕作している農家が全体農家のおおむね40%となっていることと、今後の状況も大きく変化をしていないと言うことで変更を行わないということとさせていただきます。

（2）農地法施行規則第17条第2項の適用について、方針は現行の下限面積20アールの変更は行わない。

理由としまして耕作放棄地は、従来より拡大していない状況であるため、適正に管理されているという状況であるために（1）（2）ともに変更は行わないということでご提案させていただきます。以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。  
何かご意見等ありませんか。  
なければ、この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について農業委員会として承認することといたします。

会 長 続いて、【議案第62号】清須市賃貸料情報の公表についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長、農地法の改正により、農業委員会が賃貸料の情報

提供を行うために平成26年の1月から12月までの清須市農業委員会を通じて貸借契約の締結のあった農地についての公表ですが実績はゼロでした、使用貸借というのはありましたがですので前年のデータ公表します、田はゼロ、畑は1万円こういったデータはありますが実際はこの貸借料情報は、拘束力はないので貸し手と借り手の両方で協議の上、貸借契約を締結してくださいということです。

また、もし詳しい内容を知りたいという事でしたら、全国農業会議のホームページにも公表されていますのでご覧下さい。以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

会長 何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、この案件について農業委員会として承認することといたします。

会長 続いて、【報告第63号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、に移ります。

読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、番号52春日小松生12-1、登記・現況とも畑ですが

後藤鉄雄委員 問題ありません

会長 53番\_\_\_\_\_、54番\_\_\_\_\_共に登記畑・現況雑種地ですが

花木委員 問題ありません。

会長 55番\_\_\_\_\_、登記田・現況畑ですが。

加藤重雄委員 問題ありません。

会長 56番\_\_\_\_\_、登記・現況とも畑ですが。

石黒委員 問題ありません。

会 長 57番\_\_\_\_\_、登記・現況とも畑ですが。

横井忠勝委員 問題ありません。

会 長 58番\_\_\_\_\_、登記・現況とも田ですが。

猪子委員 問題ありません。

会 長 59番\_\_\_\_\_、登記田・現況畑ですが。

猪子委員 これも問題ありません。

会 長 60番\_\_\_\_\_、登記・現況とも田ですが。

齊藤委員 問題ありません。

会 長 続きまして、報告第64号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、168番\_\_\_\_\_、登記・現況とも畑ですが。

大橋委員 今日は渡辺さんがお休みですが、問題ないと聞いております。

会 長 続きまして、171番\_\_\_\_\_、登記・現況とも畑ですが。

花木委員 問題ありません。

会 長 172番\_\_\_\_\_、登記・現況とも畑ですが。

石塚委員 問題ありません。

会 長 173番\_\_\_\_\_、登記田・現況雑種地ですが。

中野委員 OKです。

会 長 174番\_\_\_\_\_、登記田・現況畑ですが。

大橋委員 これは問題ありません

会 長 175番\_\_\_\_\_、登記畑・現況雑種地ですが。

横井満之 異常ありません。

会 長 176番\_\_\_\_\_、登記田・現況畑ですが。これは問題ないです。



会 長 177番\_\_\_\_\_、登記田・現況雑種地ですが。

大橋委員 これは渡辺さんですが、問題ありません。

会 長 178番\_\_\_\_\_、登記田・現況畑ですが。

石塚委員 畑の中に宮田の取り口がありますが、隣の田に宮田が新設されると言う事で聞いております、隣に2筆田が残っているが問題ないと思います。

事務局 費用は施主さんでと聞いております。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

会 長 質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

会 長 それでは、(3) その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 それでは農地パトロール結果についてお話しします。  
先日はお忙しい中農地パトロールにご協力いただきありがとうございます。

1回目と2回目の結果を表に表しております

判断として緑色の部分1回目30に対して2回目は17筆で13筆の減でした。

面積は1回目が10699㎡2回目5963㎡で4736㎡減となりました。

黄色の部分は1回目12に対して2回目は11筆で1筆の減、面積は1回目6936㎡、2回目6172㎡で764㎡の減でした。

赤色の部分は1回目37に対して2回目は19筆で18筆の減、面積は1回目9378㎡2回目5002㎡で4376㎡の減で全体として32筆の減面積は9,876㎡の減となりました。

47筆、43名に対しましては遊休農地として認定されますよという文書を出させていただきますのでよろしく申し上げます。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。以上の件について、何か質問等ありませんか。

横井満之委員 これまだ出来とらんやつが47あるんでしょ、これどうするわけ47

事務局 文書を出させていただきます、遊休農地として認定されますよと言う強めの文書で、そのままですと現況農地として見なされませんよと言うたとえば税務課とかそういった関係にも影響しますよという形での通知

です。

横井満之委員　私は今年初めてですがもう3年も4年も木が生えちゃってるところもあるでしょ、草が高く生え、動物の死骸やヌートリアの巣があったりで廻りの田、畑も迷惑しているようで苦情もたまに聞きます、このままにしておいてもずっとこのままでいってしまう、今は百姓やる人が少なくなっているのが今後よっぽどきちんとしていないとこういった農地が増える廻りの農地まで影響していくのではないかと、何か手を打っていかないと。

事務局　はい、その問題は今言われるとおりだと思います、農業委員会で何か出来ないかということですが個人の財産をうちが管理することは出来ない、これは皆さんよくお分かりだと思います今1番の問題は不在地主、相続等で土地を手に入れても農用地売ることも出来ない、場所も良くわからないそんな方も多し、シルバーに依頼するなど提案はさせていただいているがお金もかかる、農地バンクを紹介しても、そのままとられるんじゃないかと応じてもらえない。

国の方でも論議されているが進めていない。そうした中先ほど話しにあった認定農業者を増やしていくというのが農業委員会の出来ることではないかと思いますが、今のところ文書でお願いしていくしかないというのが現状ですのでご理解ください。以上です。

石塚委員　農業委員として個人に働きかけるのはまずいですか。

事務局　地主がわかっているならばやっていただいてもかまわないです。

会長　皆さん他にはよろしいですか、無ければ終わりたいと思います。では次回の開催について確認します。

平成27年3月20日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階第1会議室にて開催予定ですのでよろしくお願い致します。

以上で、平成26年度第11回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後2時53分—

会　　長

12番委員

13番委員